

〇〇町内会規約 新旧対照表 及び 理由書

現行	改正後（案）
<p>(主たる事務所)</p> <p>第〇条</p> <p>本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>(主たる事務所)</p> <p>第〇条</p> <p>本会の主たる事務所は、<u>青森県黒石市〇〇町〇番地</u>に置く。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第三十三条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第三十五条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇年〇月〇日までとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。</u></p>
<p>《改正の理由》</p> <p>主たる事務所の所在地を、〇〇町内会館に置くことに決定したため。</p>	

規約の変更日は「市の認可年月日」になりますので、空欄にしてください。